

「映像産業を活用した嬉野市ブランディング事業」
プロポーザル審査基準表

審査項目		評価事項	配点
1. 基本的要件に関する評価 (20)	事業目的理解度 (10)	当事業の目的・実施方針を理解したうえで、企画が提案されているか	10
	類似業務実績 (10)	<ul style="list-style-type: none"> ・同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な能力を有しているか。 ・企画力のある外部の専門家・クリエイターを活用するなど、業務に活かせる知識、ノウハウを有しているか。 	10
2. 企画立案・実施に関する評価 (70)	動画制作 (30)	<ul style="list-style-type: none"> ・動画を通じて本市の魅力が十分に伝わる企画となっているか。(行ってみたい、住んでみたいと思わせる) ・特産品に関しては購買意欲を醸成する内容となっているか。 	15
		当事業のテーマ「音」を活用したPVとして、工夫や仕掛け、またそれによる効果などの提案がされているか。	15
	プロモーション (40)	より多くの方へ動画をみてもらえるよう、メディアの選定や実施回数など効果的なプロモーションとなっているか。	15
		メディアやWEB媒体等を活用し、効率的・効果的な動画の配信ができる提案となっているか。	15
	仕様書に定めた手法以外にも、積極的な提案がされているか。	10	
3. 見積金額の評価 (10)		<ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内で見積もりが行われているか。 ・本業務を実施するにあたり、提案内容に対して適正な予算配分がなされているか。 	10
合 計			100